

## 福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅医療機関等 福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーションをいう。
- (2) 訪問介護事業所等 福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

### (交付の対象)

第4条 この補助金は、在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者（以下「事業者」という。）が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業（以下「補助事業」という。）を交付対象とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日からその属する年度の3月31日までとする。

### (要件等)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- (2) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること。

### (補助対象経費及び交付額の算定方法)

第6条 この補助金の対象経費及び交付額の算定方法については、次のとおりとする。

| 1 対象経費                                                                    | 2 補助率 | 3 補助限度額          | 4 補助金の額                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費。<br>ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。 | 2分の1  | 13千円<br>(1施設当たり) | 対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。 |

(交付の除外要件)

第7条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
  - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (4) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付申請の手続)

第9条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、事業者が第7条に規定する団体であることが判明した場合又は第8条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第12条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。  
2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第13条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式5により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第6条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。  
2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。  
3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第16条 特別の事情により第9条、第12条、第13条、第14条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする

る。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 0 日から施行し、令和 6 年度から令和 7 年度までの補助金に適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。